

平成22年8月31日作成

## 武田薬品問題の経緯（概要）

---改訂版（H22-8-31付）---

### 平成18年

- 3月30日 武田薬品、湘南工場廃止届を提出
- 10月 武田薬品、湘南工場跡地にバイオ創薬研究所建設計画発表
- 1月 松沢神奈川県知事、「インベスト神奈川」政策の一環として武田薬品新研究所を湘南に誘致（80億円の助成金付き）--平成19年1月31日記者発表

### 平成19年

- 4月以前 武田薬品、企業誘致を受けた段階で、新研究所からの排水を公共下水道に放流の上、藤沢市の大清水浄化センターでの受入れ同意を得られるものと理解
- 4月20日 武田薬品、研究所設立にかかる環境影響予測評価実施計画書（以下「計画書」という）の案を神奈川県に提出（公共下水道への放出を理由に、条例に定める評価実施項目のうち「水質汚濁」についての調査・評価を選択せず）
- 4月25日 県知事、県環境影響評価審査会（以下「審査会」という）に「計画書」案の審査を諮問（審査会20人の委員中バイオの専門家は0）
- 5月22日 ~ 7月5日
  - 「計画書」案の縦覧期間
  - 「計画書」案に対する意見書の提出期間---市民よりの意見書提出なし---
- 7月27日 藤沢市（土木部）、武田薬品に対し「計画中の研究所排水量 4000 立方メートル/日 の市の処理場への受入れは、運転管理上不可能であり、2200 立方メートル/日 を目途に検討し 受入量の変動はないようにして欲しい。」旨指導（行政文書公開--平成 21年4月28日--により判明）
- 12月19日 武田薬品、研究所設立にかかる環境影響予測評価書（以下「評価書」という）の案を神奈川県に提出
- 12月27日 県知事、「審査会」に「評価書」案の審査を諮問---以降「審査会」開催10回

## 平成 20年

2月1日 ~ 3月17日

「評価書」案の縦覧期間

「評価書」案に対する意見書の提出期間--市民より 25通の意見書提出あり--

2月21日 ~ 2月23日

武田薬品、「評価書」案の説明会開催（計4回--半径3kmの範囲の住民対象）

3月13日 海老根藤沢市長、市長就任にさいし、議会において武田薬品新研究所の立地支援を表明

4月16日 武田薬品、「評価書」案についての「市民意見」に対する「見解書」を県に提出

5月23日 ~ 6月23日

県、「市民意見」と武田薬品の「見解書」を対比して縦覧

7月5日 県主催の公聴会開催---市民と武田薬品が公述（公述した市民 21人全員がバイオ施設や研究事業の安全性への懸念および不安感からの精神的ストレスに鑑み**進出反対を表明**）

7月12日 鎌倉市住民を主体とし「湘南の環境を守る会」を結成

7月12日 武田薬品、自治会町内会連合会（2カ所）を対象に説明会開催

7月21日 藤沢・鎌倉市住民を主体とし「武田問題対策連絡会」（以下「連絡会」という）を結成----会の当面の課題を 県・市への要望, 武田への公開質問, 署名運動, 県・市への条例制定要望 とする

8月11日 「湘南の環境を守る会」、鎌倉市長へ「要望書」提出

「要望書」の内容---武田薬品が**事業内容を住民に周知徹底し、住民との対話に応じるようご指導願いたきこと**--以下同じ

8月12日 「連絡会」、藤沢市長へ「要望書」提出

8月13日 「連絡会」、武田薬品に対し公開質問状（127項目）を送付, また公開討論会開催を要求

8月18日 「連絡会」、横浜市長へ「要望書」提出

8月18日 武田薬品、建設予定地の周囲に「事業予告板」を設置

- 8月27日 「湘南の環境を守る会」、鎌倉市議会に陳情  
---観光厚生常任委（9月9日）および本会議（9月25日）で採択
- 8月28日 武田薬品、工事説明会（於：高谷会館）--町内会員以外の住民を締め出し
- 8月29日 武田薬品、工事説明会（於：マンション集会室）--敷地境界より 50m未満の住民に限定
- 8月29日 「連絡会」、県知事へ「要望書」提出
- 9月5日 武田薬品、公開質問状への回答拒否 および 公開討論会への参加拒否---  
大川取締役名の拒絶回答書送付される
- 9月13日 「連絡会」、武田薬品に対する抗議集会開催
- 9月25日 武田薬品、住民との対話に応じる旨回答
- 10月21日 「審査会」審査終了、その後すみやかに県知事へ答申
- 10月31日 「連絡会」、藤沢市議会に向けて請願署名活動を開始
- 11月4日 県知事、武田薬品にたいし、「I I 個別事項」として適切な対応を図るべき必要条件記載の審査書を送付

必要条件例示---

条件 **廃棄物焼却施設の具体的構造や排ガスモニタリング等の運転管理方法をあきらかにすること**

条件 (2) バイオ実験排水は滅菌処理を行うとともに排水貯溜槽において水質管理した後に公共下水道に放流するとしているが、排水貯溜層における**水質管理の方法を明らかにすること**

条件 (1) 周辺住民から寄せられている施設や研究事業の安全性への懸念については、武田薬品はこれらを真摯に受け止め、**誠意をもって対応すること**が必要である。周辺住民との**対話の場**作りを行い、情報開示により事業の透明性を高め、**継続的にリスクコミュニケーションにとりくむこと**

11月10日 ~ 11月15日

武田薬品、工事説明会（於：鎌倉市内 3箇所）

11月18日 ~ 12月2日

## 最終「評価書」の縦覧期間

- 12月1日 99%の住民の了解をとらず異例の「工事に関する覚書」を町内会連合会長が武田薬品と締結
- 12月3日 武田薬品、竹中工務店、敷地内現存施設の解体工事に着手
- 12月5日 藤沢市議会/民生常任委、「連絡会」の請願（請願署名数8369）を審議（不採択）
- 12月8日 藤沢市、武田薬品と開発行為協議書（新研究所排水を下水道本管に接続することの合意）締結
- 12月7日 武田薬品、一般説明会開催（於：藤沢市藤ヶ谷自治会会館）
- 12月11日 「連絡会」、解体工事着工について武田薬品に抗議文手交
- 12月16日 武田薬品、住民との**第1回対話集会開催**（参加者150名）
- 12月21日 「武田問題・村岡新駅を考える藤沢市民の会」発足

## 平成 21年

- 1月19日 「連絡会」、藤沢市に対し大清水浄化センター問題で要請書提出
- 1月29日 「湘南の環境を守る会」、武田薬品工業（株）代表取締役社長兼環境問題担当取締役、**長谷川閑史氏宛親展書簡**（住民の立場を述べ社長の見解を求めたもの）を送付-----（送付後1年経過した現在に至るも社長の回答無し）
- 2月14日 「連絡会」、排水にかかる審査をめぐり藤沢市に対して抗議集会開催
- 2月17日 「連絡会」、横浜弁護士会人権擁護センターに人権救済申立書提出
- 2月17日 「P3レベル」の実験施設を含む武田新研究所の建設に反対する市民、県開発審査会に対し、開発行為の取り消しを求める審査を請求
- 2月24日 「連絡会」、新研究所の環境アセスメントのやり直しを県と武田に指導するよう環境省に陳情
- 2月25日 「連絡会」の有志16人、国の公害等調整委員会に対し、大気汚染・水質汚濁などの公害の防止を求め、また、**調停成立まで工事凍結を求める調停を申請**
- 2月28日 「連絡会」、武田薬品との**第2回対話集会開催**（参加者130名）
- 3月13日 国の公害調整委員会、公害調停を神奈川県公害審査委員会へ移管

- 4月19日 「連絡会」、武田薬品との**第3回対話集会開催**（参加者150名）  
 ----**長谷川社長、「連絡会」が要請した 対話集会への出席、または書面による社長としての見解・回答のいずれにも応ぜず**
- 4月19日 武田薬品、新研究所の**建設着工**(予定日として公告)
- 4月30日 「連絡会」、藤沢市長に対して、武田薬品バイオ排水の浄化センター受入れにかかる3月24日付市長回答についての再質問状を提出
- 5月22日 「連絡会」、上記再質問状にかかる**藤沢市長よりの回答書受領**
- 5月25日 「連絡会」有志、武田薬品大阪本社に赴き、**長谷川社長宛要求書**を武田側関係者に手交
- 6月17日 「連絡会」、上記要求書について、**社長指示による小高裕之医薬品研究本部長の回答書受領**
- 6月18日 「連絡会」有志、藤沢市が平成20年12月8日付で武田薬品と結んだ協議書中の**バイオ排水の浄化センター受入れ同意**は、昭和53年 浄化センター周辺住民と結んだ基本協定書等に違反する違法な同意であるとして住民監査請求書提出
- 6月25日 「連絡会」有志、武田薬品株主総会において質問書提出
- 7月3日 武田薬品、研究所**起工式を挙行**
- 7月3日 「連絡会」、研究所起工について武田薬品に抗議文手交
- 2009/7/X \* **第1回県公害審査会開催**
- 8月4日 県開発審査会の口頭審査の場で、住民、藤沢市および武田薬品の新研究所建設にかかる数々の協定違反、違法行為を指摘
- 8月10日 藤沢市監査委、住民監査請求を却下、下水道敷設工事は合法と解釈
- 8月19日 **横浜弁護士会人権擁護センター、予備審査開始**（「連絡会」の人権救済申立人より事情聴取）
- 8月25日 藤沢市長、県開発審査会への弁明書で、協定違反、違法行為の住民指摘にたいして反論。
- 8月25日 藤沢市、武田薬品との間で、「大気汚染防止法」・「水質汚濁防止法」・「下水道法」に基づく**施設設置届け**を受理、および「県生活環境の田薬品施設設置保全等に関する条例」に基づく許可書を交付

- 9月8日 「連絡会」の有志9名（藤沢市居住）、藤沢市を、**新研究所のバイオ排水問題について横浜地裁に提訴**（武田薬品研究所用下水道管敷設費用違法支出差し止め請求住民訴訟）
- 9月8日 「連絡会」の公害審査申請人、調停申請事項についての**武田薬品の「答弁書」**（7月16日付・27日受領）に対する**反論書および質問状**を県公害審査会および武田薬品に送付
- 9月24日 新研究所に**近接する鎌倉市植木・岡本の住民9名**（「連絡会」の会員を含む）、実験動物死骸を専用に焼却する**大火葬炉**（焼却能力一日当たり1.8トン--6時間操業前提--）の設置計画の**取り消しを求める要望書**を鎌倉市長へ提出
- 10月5日 「連絡会」の公害審査申請人、**武田薬品の「答弁書」**（7月16日付）に対する**反論書および質問状**（9月8日付）についての**補足書（その1、その2）**を県公害審査会および武田薬品に送付
- 10月5日 武田薬品、県公害審査会  
一回調停日（7月27日）におにける指摘事項を対象に「**第1主張書面**」を送付
- 10月13日 「連絡会」の公害審査申請人、『**人口密集地に「バイオ公害対策」不十分な武田薬品巨大研究所の建設中止と計画の見直し**』を求める署名 2360筆（既提出分を合せ累計4917筆）を公害審査会に提出。
- 10月13日 「連絡会」の公害審査申請人、「**第1主張書面**」に対する**反論書（その1、その2）**を第2回公害審査会の席上、審査会（委員長）よび武田薬品に手交
- 2009/10/X \* **第2回 県公害審査会開催**
- 10月19日 **バイオ排水問題住民訴訟第1回口頭弁論**、横浜地裁で開催
- 12月3日 横浜弁護士会人権擁護養護委員会（佐藤昌樹委員長）、本事案が当委員会の能力を越え、訴訟等の他の手段による解決が適当と判断し、本審査をことわる。
- 12月6日 「連絡会」の公害審査申請人、武田薬品作成小冊子(公式文書[乙第1号証])における**武田側説明の問題点の項目別総括 A** を、県公害審査会および武田薬品に送付
- 12月9日 **バイオ排水問題住民訴訟第2回口頭弁論**、横浜地裁で開催
- 12月14日 武田薬品、県公害審査会

請人の9月8日付反論書および質問状などを対象に「第2主張書面」を送付  
12月18日 研究所が併設する巨大な実験動物焼却炉についての詳細な説明と安全を  
求める市民の陳情(賛同署名者 515筆)、鎌倉市議会本会議で採択される。  
(賛成多数)

2009/12/X \* 第3回 県公害審査会開催

12月22日 「連絡会」の公害審査申請人、『人口密集地に「バイオ公害対策」不十分  
な武田薬品巨大研究所の建設中止と計画の見直し』を求める署名 854筆(既  
提出分を合せ累計 5771筆)を公害審査会に提出。

## 平成 22年

1月14日 松尾鎌倉市長、昨年12月18日の鎌倉市議会の採択を受け、実験動物焼却炉  
について「その設置申請の前にその計画の公衆衛生に関わる詳細を住民等  
に説明し理解を得る」という当該陳情を十分配慮し、住民とのコミュニケ  
ーションの充実を、武田薬品に対し、要請。

1月28日 「連絡会」の公害審査申請人、第3回 県公害審査会における委員長指示に  
基づき、現在の論点および質問項目(71問)を県公害審査会および武田薬品  
に送付。

2月10日 バイオ排水問題住民訴訟第3回口頭弁論、横浜地裁で開催---裁判長、「次  
回、排水の安全性の保証にかんする藤沢市の説明を要求。」

2月23日 武田薬品、実験動物焼却炉について変更許可を藤沢市に申請

2月26日 新研究所の周辺住民7名、藤沢市に対し、新研究所が設置する実験動物焼却  
炉についての説明会開催を武田薬品に要請して欲しい旨陳情。

3月10日 武田薬品、県公害審査会:

人の質問項目(71問)(1月28日付)を対象に「回答書」(3月9日付)を送付。そ  
の中で47問について「既に回答済み」、「答える立場にない」として回答拒否。

3月10日 松沢県知事、「連絡会」の武田薬品研究所建設かかる環境アセスの一部(排  
水・排気等)やり直し要請(2010年2月25日付)を全面拒否。アセスの評価項  
目・内容に欠落はないと判断した模様。

拒否回答の文言--「評価手続きについては、---条例の規定により適切に実

施しましたので手続きをやり直すことはできません。」(担当：環境農政部彦根担当課長)

- 3月X日 \* **第4回 県公害審査会開催**
- 3月23日 武田薬品/藤沢市、新研究所アセスメント「評価書」の内容変更についての情報を一般公開。(住民はこの日から藤沢市役所等にて閲覧可能となる。)
- 3月31日 県は、武田薬品工業が提出した実験動物焼却炉を設置する届出(ダイオキシン規制法に基づく)を、受理。
- 4月2日 藤沢市は実験動物焼却炉設置申請(県の生活環境 条例に基づく)を許可。
- 4月8日 「連絡会」の公害審査申請人、第4回 県公害審査会における委員長指示に基づき、武田薬品に対し、まず排水問題に絞り26問より成る再質問状を送付。また、武田薬品/県公害審査会に対し要請状も送付。
- 4月14日 **バイオ排水問題住民訴訟第4回口頭弁論**、横浜地裁で開催- ---住民側原告は、「武田薬品新研究所が排出する実験動物の大量の糞尿・死骸は産業廃棄物として扱われるべきであり、糞尿等を公共下水道へ排出することは、**廃掃法違反**である」と主張。
- 4月下旬 藤沢市に隣接する綾瀬市の廃棄物/焼却炉の設置にかかる**指導指針**の中にかねてからの我々の主張を体現した**立地規制**が既にあることを発見。藤沢市/鎌倉市が同様の行政指導方針にたてば、新研究所の敷地境界から300m以内に病院、老建施設、学校等の**配慮を要する施設**があるため、**新研究所の焼却炉の設置は不可**となる。(住民としては藤沢市/鎌倉市の考え方の違いに付きただす必要あり。)
- 5月9日 武田薬品、松尾鎌倉市長の「変更された実験動物焼却炉の仕様およびその設置の環境面に与える影響について、住民に説明しその理解を深めて欲しい」旨の1月14日付要請に対し、やっと鎌倉市植木、藤沢市高谷の両地区にてそれぞれ1時間余りの説明会を開催。  
武田薬品は、9葉の画面(パワーポイント)にそのうち**安全面に直接関係する肝心の3画面**については、席上配布の資料から除外、多数の出席者からの配布要請にも拘わらず、なぜか**頑強に拒否**。誠意ある説明会といえるものではなかった。

- 5月13日 武田薬品/藤沢市、**実験動物焼却炉の変更後の仕様および運転方法**についての情報を一般公開。（住民はこの日から藤沢市役所にて閲覧可能となる。）
- 5月14日 武田薬品、武田問題対策連絡会の第4回対話集会開催の申し入れを拒否---小高裕之医薬研究本部長名の**拒絶回答書**送付される
- 2010/5/X \* **第5回 県公害審査会開催**
- 6月7日 **バイオ排水問題住民訴訟第5回口頭弁論**、横浜地裁で開催---住民側は被告準備書面に対し 環境アセスは安全を保証するというものではない。  
武田薬品が大清水浄化センターの放流に固執するのは、「水質汚濁」についての環境アセス評価を逃れ、それにより排出者責任を逃れるため。 武田薬品の排水は、実験動物排水、バイオ遺伝子組み換え排水、30数種類にも上る化学薬品排水、R I排水特別管理産業廃棄物にあたる物ばかり。越した排水の水質管理がPH, 温度、有機物濃度のモニタリングだけで十分とはおもわれない。などを主張。
- 2010/6/X \* **第6回 県公害審査会開催**（申請人、武田側と対話方式で排水の水質管理につき討議）
- 6月25日 鎌倉市議会、「**実験動物焼却施設の設置規則について法の整備を求めること**に関する**意見書**」（人の火葬場等に準じ、300m範囲内の住民の同意を設置の条件とする。）を鎌倉市議員28人全員の賛同議決を得て、国(首相、衆参両議長、厚労省大臣、環境省大臣)に提出。
- 6月30日 人の質問項目(71問)（1月28日付）を対象に「**回答書**」（3月9日付）を送付。そのからの意見収集を開始。
- 7月20日 鎌倉市長、武田薬品研究所との環境保全協定（素案-28条）について近隣住民からの意見収集を開始。
- 7月23日 連絡会、藤沢・鎌倉両市長に対し「**武田薬品研究所との安全協定に関する申し入れ**」をおこなう。（内容----新研究所が住宅密集地に隣接するなど立地条件が最悪であるため、協定には、住民参加、情報公開、安全管理の徹底など-----)が盛られるべきと主張）
- 2010/7/X \* **第7回 県公害審査会開催**（申請人、武田側と対話方式で排水の水質管理につき討議）

- 7月26日 県環境保全課（平塚）、ダイオキシン特別措置法に基づく武田薬品の動物焼却炉設置届出内容について、最終的情報公開をおこなう。炉内温度分布・推移などの重要情報については、以前として黒塗り秘匿のまま。
- 7月29日 連絡会、藤沢市の情報公開の実態（系統別の水質検査方式・排水量の秘匿など）について、情報公開法の本旨に基づき異議申立をおこなう。
- 8月2日 **バイオ排水問題住民訴訟第6回口頭弁論**、横浜地裁で開催--住民側原告(小林麻須夫氏、平田幸四郎氏)および原告が推薦したバイオ専門家・新井秀雄氏は武田新研究所の安全にかかわる問題について、それぞれの陳述書を横浜地裁に、当日までに提出。
- 8月4日 新研究所の北側に隣接する住民により結成された「村岡ママ連合」および「植木峰の下子どもを守る会」は研究所に併設される**実験動物焼却炉の稼働に反対**の要望書（9219人の署名付）を、松尾鎌倉市長に直接手渡す。
- 8月24日 上記2団体、同様の**要望書**（10818人の署名付）を、海老根藤沢市長に直接手渡す。
- 8月25日 読売・神奈川・毎日・朝日の各紙、上記**要望書**提出を、写真入りで報道。
- 8月31日 連絡会、藤沢・鎌倉両市長に対し、武田薬品研究所との**安全協定に関する両市起案の条文骨子**について、要請されていた対案（対比表形式）を提示。

注 \* 印の**県公害審査会**の各回の審議内容については、「当分の間、外部に対して秘扱いにして欲しい」旨、審査会事務局からの要請があり、そのため、開催日とともに内容を伏せている。